

(平成 29 年度第 8 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- (仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 3

- 那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書
 - (1) 事業概要 5
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 7

- 儀間川総合開発事業事後調査報告書
 - (1) 事業概要 9
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 11

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業の概要

- 1 都市計画対象事業の名称 (仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業
- 2 都市計画決定権者の名称 宜野湾市(代表者 宜野湾市長 佐喜眞 淳)
※土地区画整理事業が都市計画に定められる場合において、都市計画決定権者が市町村である場合は、環境影響評価手続を都市計画決定権者が行うことができる。
【根拠】
沖縄県環境影響評価条例第42条2項 等
- 3 対象事業実施区域 宜野湾市字普天間石川原、字安仁屋東原、字安仁屋前原、字新城下原、字新城大道原、字新城西原、字喜友名山川原、字喜友名下原、喜友名西原の各一部
※キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)返還地

4 事業目的

本事業は、平成27年3月末に返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区約50.8haの駐留軍用地跡地において行われる土地区画整理事業である。

本駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、健全な市街地を形成するため、土地区画整理事業を行い、道路、公園、雨水排水施設等の都市施設を整備するとともに、必要な造成工事を行い、返還跡地の計画的な開発整備を推進するため、本事業を施行する。

なお、本事業実施区域は、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第12条第1項に基づく特定駐留軍用地として指定されており、返還後の計画的な開発整備を行うことが求められている。

5 事業概要

- (1) 事業種類 土地区画整理事業
- (2) 事業規模 約 50.8 ha
- (3) 計画用地 国際医療拠点ゾーン、人材育成拠点ゾーン、住宅等ゾーン、自然環境保全ゾーン(都市公園、墓地)

6 経緯

(1) 事業計画の経緯

平成8年12月	SACO最終報告において平成19年度末を目処に返還合意
平成13年度	普天間飛行場跡地利用計画及び宜野湾市都市計画マスタープラン策定開始
平成14年度	宜野湾市において「瑞慶覧地区跡地利用基本構想」を策定
平成16年度	宜野湾市において「瑞慶覧地区跡地利用基本計画」を策定
平成25年4月5日	嘉手納以南の土地の返還計画を日米両政府が共同発表
平成25年度	瑞慶覧地区跡地利用基本計画の見直しに着手
平成25年6月13日	キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還について日米合

同委員会合意

平成27年3月31日 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）返還

平成27年7月 跡地利用計画の庁議決定

(2) 環境影響評価手続の経緯

○配慮書手続

平成27年2月9日 計画段階環境配慮書の県への送付

3月25日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出

9月18日 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の公表

○方法書手続

平成28年1月25日 方法書及び要約書の県への送付

1月26日 方法書の公告及び縦覧

3月10日 住民等の意見の概要書の県への送付

5月9日 方法書に対する知事意見の提出

○準備書手続

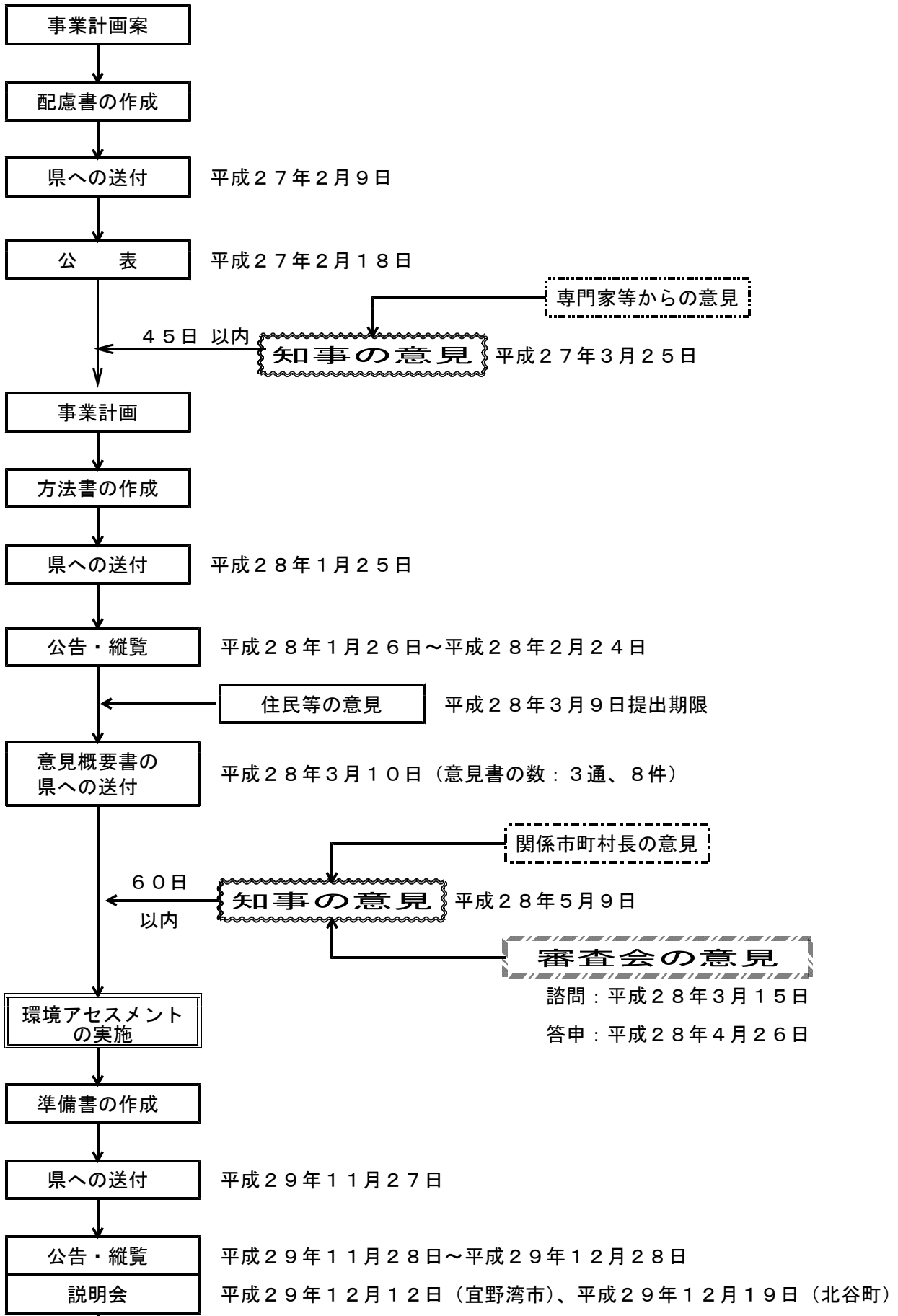
平成29年11月27日 準備書及び要約書の県への送付

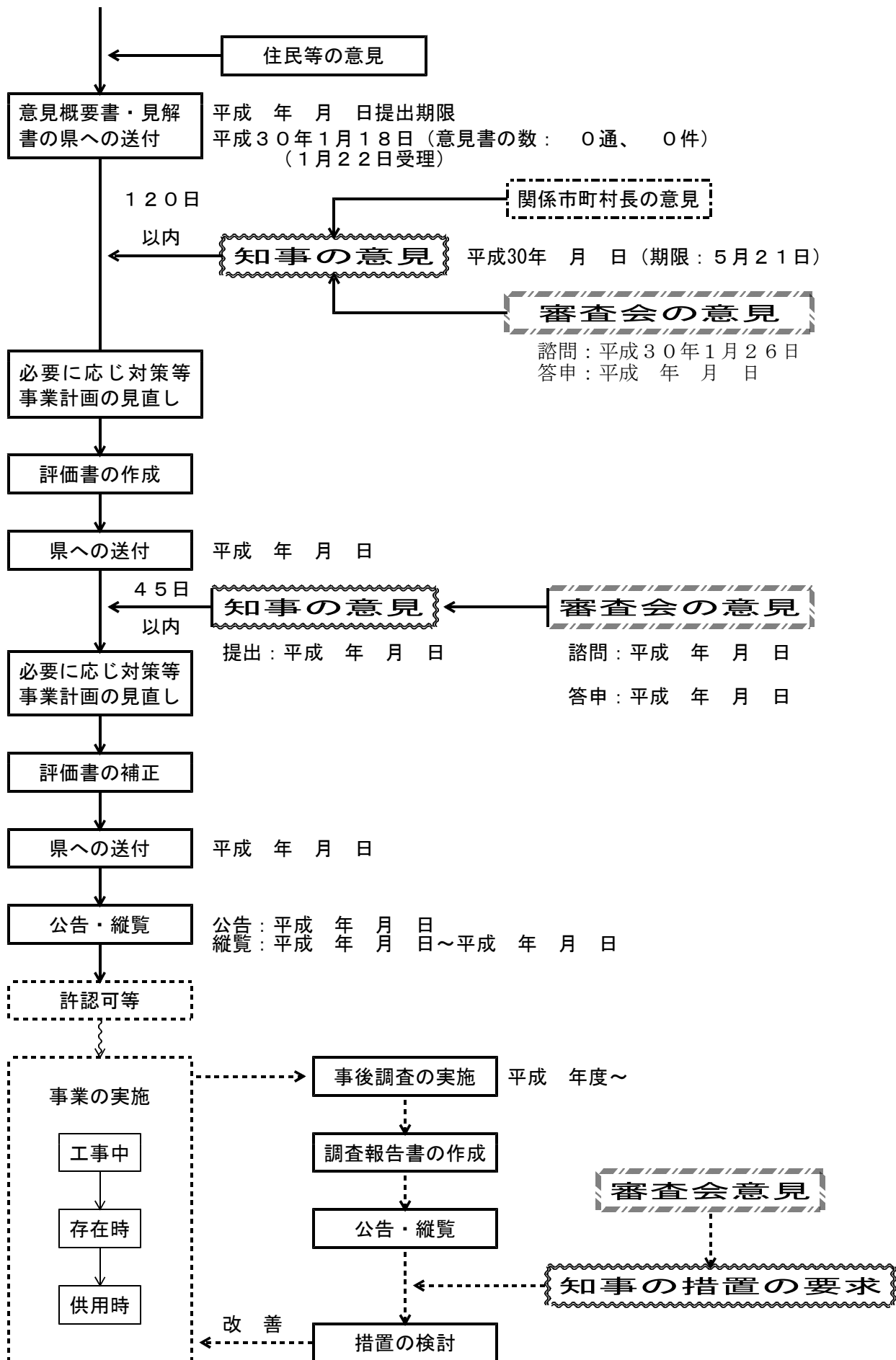
11月28日 準備書の公告及び縦覧

平成30年1月18日 住民等の意見の概要書及び事業者見解書の県への送付

月 日 準備書に対する知事意見の提出

(仮称) 西普天間住宅土地区画整理事業の環境影響評価手続フロー





那覇空港滑走路増設事業の概要

- 1 法対象事業の名称** 那覇空港滑走路増設事業
- 2 法対象事業者** 《埋立事業》
内閣府沖縄総合事務局（代表者 内閣府沖縄総合事務局長 能登 靖）
- 《飛行場事業》
国土交通省大阪航空局（代表者 国土交通省大阪航空局長 干山 善幸）

3 法対象事業実施区域

- 《飛行場事業》 那覇市字大嶺
那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
- 《埋立事業》 那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

4 法対象事業の目的

那覇空港は、沖縄の玄関口として国内外各地を結ぶ拠点空港であるとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶハブ空港として重要な役割を果たしており、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業をはじめとして、様々な経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である。

那覇空港は、平成23年度時点で、滑走路1本の空港としては国内で2番目に利用度が高く、この状況を国内の主要空港と比較すると、旅客数は5位、貨物取扱量は4位（国際貨物取扱量では3位）である。これに伴い、夏休みや春休みにあたる観光シーズンのピーク時を中心に増便がなされているが、希望する便の予約が取れないなどの状況が生じている。

このため、本事業は、将来の需要に適切に対応するとともに、沖縄県の持続的振興発展に寄与するため、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しよう、那覇空港の沖合に2本目の滑走路を新設するものである。

5 法対象事業の概要

(1) 法対象事業の種類

- ・滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
- ・公有水面の埋立

(2) 法対象事業の規模

《飛行場事業》 滑走路長：2,700m（幅：60m）

《埋立事業》 埋立面積：約160 ha

※両事業種ともに法対象事業（第一種事業）

※空港区分は国管理空港（空港法第4条第1項第6号。旧第二種空港に該当）

6 経緯

(1) 建設位置選定の経緯

ア 沖縄県企画開発部により、那覇空港沖合展開事業、与根漁港の整備事業、また、瀬長島や那覇市の市街化調整区域に係わる開発計画が検討されており、那覇空港周辺地域の環境状況を把握する必要があるとして、「那覇空港周辺地域現況調査」が平成13年度に

実施されている。当該調査の中で、那覇空港沖合展開事業については、4案が検討された。

イ その後、沖縄県企画開発部、沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省大阪航空局の3者により那覇空港調査連絡調整会議が設置され、平成17年度よりPI(パブリックインボルブメント)が行われた。

ウ 平成20年に構想段階に係るPIが行われ、現滑走路より1,310m離れた案と、850m離れた案が示された。PIの結果、1,310m離れた案について肯定的な意見が多数を占めたことから、平成21年3月27日の那覇空港構想・施設計画検討協議会において、1,310m案が妥当であるとして、位置が決定された。

(2) 環境影響評価の手続きの経緯

○方法書手続

平成22年 7月29日 方法書の県への送付
12月27日 方法書に対する知事意見

○準備書手続

平成24年 9月27日 準備書の県への送付
平成25年 3月 8日 準備書に対する知事意見

○評価書手続

平成25年 6月26日 評価書を国土交通省、沖縄県、那覇港管理組合へ送付
8月 9日 評価書(飛行場事業)についての国土交通省大臣意見
8月29日 評価書(埋立事業)についての沖縄県知事及び那覇港管理組合管理者意見

平成25年 9月19日 補正評価書の県への送付
9月20日 補正評価書の公告・縦覧(～10月21日)
平成26年 2月24日 工事着手届出書の送付

○事後調査報告書手続

【工事中】

平成27年 7月17日 平成26年度事後調査報告書の県への送付
7月30日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
11月 2日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
11月17日 環境保全措置要求の提出

平成28年 9月14日 平成27年度事後調査報告書の県への送付
11月17日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
平成29年 2月 8日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
2月20日 環境保全措置要求の提出

平成29年 10月23日 平成28年度事後調査報告書の県への送付
11月17日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問

那覇空港滑走路増設事業の環境アセスメントに関する流れ

